

# 指定整備事業 適正運営マニュアル

法令遵守の徹底のために



平成24年7月



社団法人 日本自動車整備振興会連合会

## はじめに

「指定自動車整備事業者」は、国土交通省地方運輸局長から指定を受けて国の検査の一部を代行するという極めて重大な責任を有するものであることから、その社会的責務を自覚し、関係法令の遵守を徹底する必要があります。

近年、法令違反により行政処分を受ける件数は減少傾向にあるものの、未だペーパー車検や不正改造車等への保安基準適合証交付等の悪質なケースや、誤認や認識不足等による違反が繰り返され、結果として違反点数が膨らみ、処分日数が長期化してしまうケースも見受けられます。

このような不正行為は、整備業界全体の社会的信用の失墜にとどまらず、指定自動車整備事業制度の根幹をゆるがすもので、整備業界として誠に憂慮すべきものです。

本マニュアルは、事業場管理責任者等の指定自動車整備事業の経営に携わる方々向けに、指定自動車整備事業の適正運営を推進していただくことを目的として作成したもので、事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員の責務、指定自動車整備業務の一般的な業務の流れと主な注意点等を掲載しております。

指定自動車整備業務に携わる従業員各位におかれましては、本書をご活用いただき、指定自動車整備事業の適正な運営とともに、自動車整備業界の健全な発展にご尽力頂きますようお願い致します。

平成24年7月

社団法人日本自動車整備振興会連合会

会長 坪内 協致

## 目次

<b>第Ⅰ章</b>	<b>指定自動車整備事業とは</b>	指定自動車整備事業者の社会的責務	2
<b>第Ⅱ章</b>	<b>指定自動車整備事業の運営体制</b>		3
	1. 事業場管理責任者の責務		3
	1 事業計画の決定と執行に関すること		
	2 事業全般に係る管理業務		
	3 従業員に対する関係法令の教育に関すること		
	2. 主任技術者の責務		6
	1 従業員に対する整備技術の教育に関すること		
	2 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること		
	3 設備機器の管理に関すること		
	3. 自動車検査員の職務		7
	1 完成検査の実施		
	2 保安基準適合証等への証明		
	3 証明印の管理		
<b>第Ⅲ章</b>	<b>不正を防止するために</b>		8
	1. 行政処分の影響		9
	2. 「不正の要因」と「防止のための取組み」		9
<b>第Ⅳ章</b>	<b>一般的な指定自動車整備(車検)業務の流れと主な注意事項等</b>		11
	1. 入庫・受付【フロント係】		12
	2. 受入点検・作業指示【自動車検査員、整備主任者等】		15
	3. 整備作業【整備係】		16
	4. 中間点検(中間検査)【整備主任者】		17
	5. 完成検査【自動車検査員】		18
	6. 保安基準適合証等への証明【自動車検査員】		20
	7. 関係書類の確認及び適合証等の交付【事業場管理責任者又は代務者】		21
	8. 管理体制・その他【事業場管理責任者】		25
参考資料1	指定自動車整備事業の指定に係わる設備、技術及び管理組織の審査の基準		30
参考資料2	指定自動車整備事業規則に基づく検査基準		34
参考資料3	保安基準適合証(標章)交付等のチェック要領(例)		37
参考資料4	保安基準適合証等の交付範囲		38
参考資料5	行政処分等の基準		39
参考資料6	不正改造車の整備・販売に関する留意事項		43
参考資料7	自動車NOx・PM法の車種規制について		46
参考資料8	指定自動車整備事業「点検票」点検のポイント(例)		48

### 指

定自動車整備事業は、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって所定の基準(設備、技術、管理組織、検査設備、自動車検査員)を満たすものについて、国の検査の一部を代行するにふさわしい事業者(指定自動車整備事業者)として国土交通省地方運輸局長から指定を受けたものです。

指定自動車整備事業者は、国の検査の一部を代行する責任ある立場にあることから、その社会的責務を自覚し、一部の事業者の不正行為により指定自動車整備事業者制度を崩壊させることのないように、自ら関係法令の遵守を徹底する必要があります。

なお、自動車検査員並びに保安基準適合証等の交付業務に従事する指定自動車整備事業者及びその役職員は、刑法、その他罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされています。(みなし公務員)(道路運送車両法第94条の7)

\*参照:参考資料1(p30)「指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準」



# 第II章

## 指定自動車整備事業の運営体制

**指** 定自動車整備事業者として、関係法令を遵守し、指定整備を適正、かつ、確実に実施するためには、各事業場とも適切な管理組織を編成し、それに対応する職務分担と責任体制を明確に定める必要があります。

事業運営の基礎となるべきそれぞれの職務の内容、分担等を明確に網羅した社内規程を制定し、それらに基づき事業運営が円滑に行われるよう努めなければなりません。制定する規程については、各事業場の事業規模に応じたもの及び事業実態に合致したものを制定しなければならないことは言うまでもありません。また、管理組織等に変更があった場合にはその都度見直し等を行うことが必要となります。

制定された規程は、事業者(事業場管理責任者)のみが理解するのではなく指定整備に携わる全従業員がその重要性を認識し、それぞれの担当する業務を確実に行うことが重要となりますので、その周知徹底のための体制を構築する必要があります。



### 1 事業場管理責任者の責務



事業場管理責任者とは、事業者もしくは法人の役員等経営に参加している者または当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次の各号の責務を負う必要があります。

- 責務 1** 事業計画の決定と執行に関すること。
- 責務 2** 事業全般に係る管理業務(指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。)に関すること。
- 責務 3** 従業員に対する関係法令の教育に関すること。
- その他** 関係法令の遵守に関すること。



## 責務 1 事業計画の決定と執行に関すること

無理な計画を立てたことにより、やむを得ず不正行為に及んでしまうといった状況避けるためにも、時間的・人的にも余裕のある、実態を踏まえた計画の作成・執行が求められます。



## 責務 2 事業全般に係る管理業務

### イ 事業場全体の作業管理及び技術管理

事業場の管理責任者として、事業場内の作業管理・技術管理についても管理する責任があります。実質的な作業管理・技術管理については、主任技術者より作業状況等の報告を求めるなどして統括的な管理を行うことが必要となります。



### ロ 事業場の人事管理及び労務管理

事業場の従業員の人事管理や労務管理を確実に実施し、またベテラン担当者の定年退職等を意識した人材育成を行う等、円滑な事業運営を図ることができる人員を常に確保し適材・適所に配置することで、適正な指定整備事業の運営を行うことが求められます。



### ハ 事業場の設備管理

事業場の検査設備や点検整備機器等の状況について、保守管理責任者(主任技術者等)を定め、定期的に報告を求めるなどして、適切に管理する必要があります。

なお、検査機器は1年(騒音計は5年)以内に指定機関による校正(検定)を受けなければなりません。



### ニ 保安基準適合証等の交付及び管理

事業場管理責任者の責務として特に重要であるもののひとつに、保安基準適合証等の交付、管理があります。保安基準適合証等の交付業務の管理を確実に行うとともに、保安基準適合証等を厳重に保管・管理しなければなりません。この管理業務については、保安基準適合証等の綴の保管責任者を定めて管理し、保安基準適合証等の交付を常に明確に把握する必要があります。なお、交付代務者

を設置する場合は、社内規程等により、その取扱いを明確に定めておくことが必要となります。

また、保安基準適合証等の交付に際しては、当該適合証等への自動車検査員の証明、指定整備記録簿により所定の点検・整備の実施状況、自賠責保険の加入期間等の確認を行う必要があります。 \*参照:参考資料3、4(p37-38)

## ホ 保安基準適合証等の交付印の管理

交付の際に使用する印鑑は、保安基準適合証等の交付用として明確に定めておくとともに、不正使用等されないよう、鍵付のロッカー又は金庫等に交付印と保安基準適合証等を別々に保管するなどして、厳重に保管・管理する必要があります。



## 【参考】事業場の現状についての分析・検討・比較を行いましょ

前項までの管理業務により把握した事業場の現状は、各種統計資料等と比較し、分析してみましょう。

分析結果により自工場の弱点・長所を発見し、それを改善・向上させ、よりよい事業経営に繋げることで、より適正な指定整備事業の運営を図ることができます。



## 責務3 従業員に対する関係法令の教育に関すること

計画的な教育、随時必要となる教育、全体で行う教育、各部署で行う教育等、各種の教育計画を作成するとともに、実施後は教育の記録を保存し従業員の技術水準の向上を図り、法令遵守を徹底する必要があります。

教育計画で  
レベルアップ!



## その他 関係法令の遵守に関すること

道路運送車両法はもちろんですが、「廃棄物処理法」「自動車リサイクル法」「水質汚濁防止法」「労働安全衛生法」「道路交通法」「労働基準法」などの関係法令についても遵守し、適正な事業運営を図っていく必要があります。

### ● 自動車検査員の権限について

自動車検査員は、完成検査の実施や保安基準適合証等への証明など、指定整備業務を遂行するうえで大変重要な役割を果たしています。そのため、適正な指定整備の確保のために自動車検査員には必要な権限が与えられており、事業場管理責任者といえども自動車検査員の権限領域を侵すことはできません。

また、事業場管理責任者は、適正な指定整備の確保に関する必要な事項に関して自動車検査員が意見を申し述べることを妨げてはなりませんし、自動車検査員からの意見が適正であると判断した場合は、これを尊重するような体制とすることが必要です。

## 2 主任技術者の責務



当該事業場において実施される整備の技術に関する統括責任者であって、次の各号の責務を負う必要があります。

### 責務1 従業員に対する整備技術の教育に関すること。

自動車整備の技術面についての統括責任者として、事業場内の技術の向上、整備内容の充実のため従業員の指導育成に務めなければなりません。また、再整備・クレーム等の内容を分析し、整備技術の向上を図るため従業員の再教育を実施するよう努める必要があります。



### 責務2 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。

作業工程の管理、作業能率の向上、機械工具の改善等についての研究を行うとともに、近年における自動車の進歩に伴う新機構・新技術をよく理解し、整備要員に対する指導、教育も重要な仕事です。



### 責務3 設備機器の管理に関すること。

事業場の検査設備や点検整備機器の状態確認等について、自ら行うか又は保守管理責任者を定めるなどして適切に管理し、その状況について事業場管理責任者に定期的に報告するなど、業務に支障が生じないように努める必要があります。

なお、検査機器は1年(騒音計は5年)以内に指定機関による校正(検定)を受けなければなりません。



### 3 自動車検査員の職務



自動車検査員は、完成検査の実施や保安基準適合証等への証明など、指定整備業務を遂行するうえで大変重要な役割を果たしていることから、適正な指定整備の確保のために必要な権限が与えられています。このことを十分認識し、適正な指定整備業務の実施に努める必要があります。

また、適正な指定整備の確保に関する必要な事項に関して必要と認める場合には、事業場管理責任者に意見を申し述べるのが重要です。

#### 職務1 完成検査の実施

- ◆指定自動車整備事業規則に基づく完成検査を確実に実施し、当該自動車保安基準に適合しているかどうかを検査します。
- ◆完成検査の際には、自動車検査証の記載事項と検査を実施する自動車の同一性について相違があるか否かの確認についても、確実に行わなければなりません。
- ◆検査の結果を、指定整備記録簿の検査結果の欄に記載し、合否判定をしなければなりません。
- ◆指定自動車整備事業規則第6条に定められた点検が実施されたかについて確認する必要があります。

\*参照:参考資料2(p36)「指定自動車整備事業規則に基づく点検の基準(抜粋)」



#### 職務2 保安基準適合証等への証明

完成検査の結果、保安基準に適合すると認め、自動車検査証の記載事項との同一性に相違がないときでなければ、その証明をしてはなりません。



#### 職務3 証明印の管理

検査員は保安基準適合証等に使用する証明印の保管場所を定め、厳重に保管・管理する必要があります。

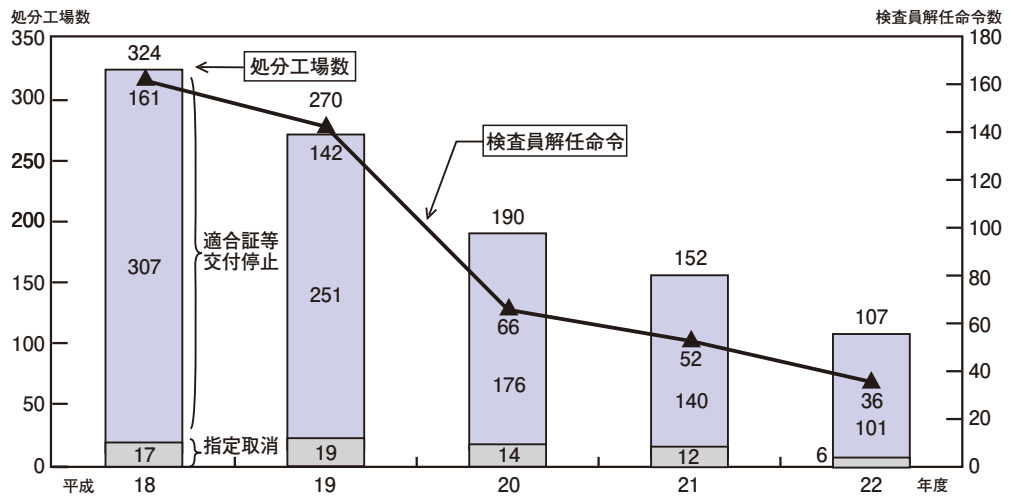


**こ** こ数年、法令違反により指定自動車整備事業者が行政処分を受ける件数は減少傾向にあるものの、未だ誤認や経験不足等による違反が繰り返され、結果として違反点数が膨らみ、処分日数が長期化してしまうケースが見受けられます。法令に反する行為を行うと、事業の停止または指定の取消しや検査員の解任等の行政処分を受けるだけでなく、これまで築いてきたお客様の信頼を失うこととなり、会社経営の危機に陥りかねません。

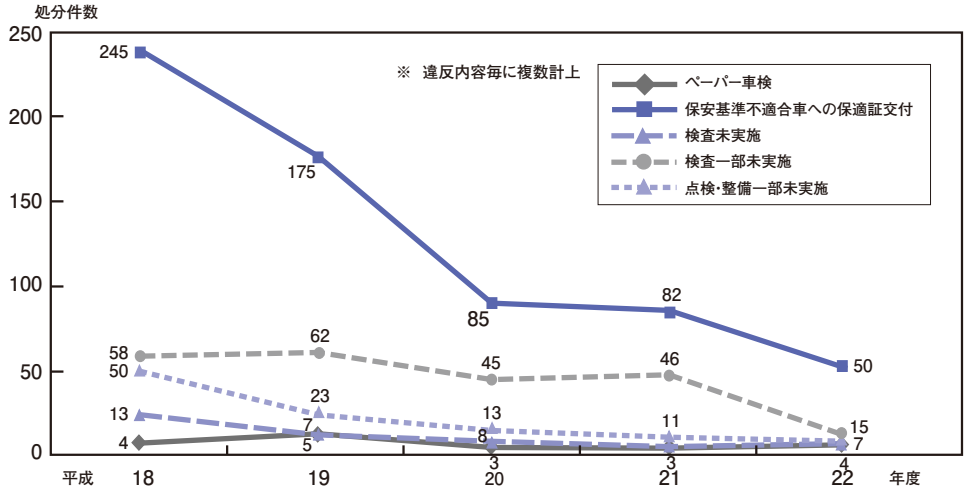
このようなことにならないように、指定自動車整備事業を適正に運営していくためには、経営者をはじめ全ての従業員の遵法意識を高め、絶対に違反やミスを起こさせない「雰囲気づくり」、「意識改革」、「仕組みづくり」を進めることが必要となります。



### 処分工場数等の推移

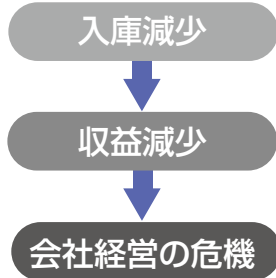


### 違反内容別処分件数の推移



# 1 行政処分の影響

## ① 社会的信用の失墜



\*参照:参考資料5(p39)「行政処分等の基準」

## ② 事業取消し・停止による売上げ、収益減



# 2 「不正の要因」と「防止のための取組み」

不正が発生する要因を防止するために、経営者をはじめ従業員が法律を遵守することの重要性を常に意識し、絶対に違反やミスを起こさせない取組みが必要となります。

1

**要因** 不正(誤り)防止のための組織づくりがなされていない。



**取組み** 相互チェック体制の確立。

保安基準適合証等の交付等、事業全般にわたって相互チェックできる体制とするなど、不正を未然に防止する体制を確立する。



2

**要因** 社内のコンプライアンス体制が機能していない

### コンプライアンス

法令遵守はもとより、企業倫理、社内規程を含め広く社会的ルールを守り、事業活動を行うこと。

**取組み** コンプライアンスの徹底

事業場管理責任者は指定整備制度を理解するとともに、責務の重要性について認識する他、従業員に対してもコンプライアンスの徹底を図る。

### コンプライアンス

法令遵守 企業倫理 社内規程 社会的ルール



3

**要因** 従業員に対する遵法教育が実施されていない、道路運送車両法の教育・理解不足

**取組み** 教育の実施

従業員教育の実施にあたっては、関係法令、新技術・新機構、再整備防止対策等、多種にわたる年間の教育計画を作成し実施する他、「会議、朝礼等の機会」、「指示を出すとき、また、報告を受けるとき」、「書類の回覧」、「整備振興会が実施する研修」等を活用する。

また、今後の退職等への対応ができるよう、後任者の育成も含めた教育を実施する必要がある。



4

**要因** 自主点検の未実施

**取組み** 社内の自主点検を実施し改善につとめる。

責任者を選任して社内、駐車場等を巡回し、指定整備事業全般に関する状況について確認する。

\*参照:参考資料8(p48)



## 第Ⅳ章

一般的な指定自動車整備(車検)業務の流れと  
主な注意事項等

- 1 入庫・受付・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12  
【フロント係】
- 2 受入点検・作業指示・・・・・・・・ P.15  
【自動車検査員、整備主任者等】
- 3 整備作業・・・・・・・・ P.16  
【整備係】
- 4 中間点検(中間検査)・・・・・・・・ P.17  
【整備主任者】
- 5 完成検査・・・・・・・・ P.18  
【自動車検査員】
- 6 保安基準適合証等への証明・・・・ P.20  
【自動車検査員】
- 7 関係書類の確認又は適合証等の交付・・・・ P.21  
【事業場管理責任者又は代務者】
- 8 管理体制・その他・・・・・・・・ P.25  
【事業場管理責任者】

※上記業務の流れについては、一例として掲載しており、全ての指定自動車整備事業者に当てはまるものではありません。

※各項の注意事項(関連違反事項)に示す **指定** は指定自動車整備事業に係る違反を示し、**認証** は、自動車分解整備事業の認証に係る違反を示す。

# 1 入庫・受付

担当者:フロント係

- (1) お客様の依頼事項や自動車の使用状況を十分に聞き、現車の外観等を確認し、問診等を行う。

## ✓ Check Point

- 自動車検査証からNOx・PM法による使用制限を受けているか否か確認をする。

\*参照:参考資料7(P46)「自動車NOx・PM法の車種規制について」

- 検査用機器(各種テスター類)の許容能力の範囲に適合しているか自動車検査証の軸重欄と照合し確認する。
- 自動車の使用者に日常の車両の使用状況を問診し、走行距離加味項目・シビアコンディション・特殊な構造装置の適否の確認をする。
- 日常点検の実施の有無の確認をする。等

### ● シビアコンディション(指定事業規則第6条第1項各号口)の具体的基準例

- ・ 悪路走行が多い(例:凸凹路、砂利道、雪道、未舗装路)
- ・ 年間走行距離が多い  
(例:自家用乗用車 年間走行距離20,000km以上)
- ・ 山道・登降坂路走行が多い(例:ブレーキの使用回数が多い)
- ・ 短距離区間の繰り返し(例:1回の走行距離が8km以下)
- ・ 低速走行の繰り返し(例:20km/h以下)
- ・ 高地走行が多い(例:高度2,000m以上) 等
- ・ 長時間アイドリングが多い(例:1日2時間以上)※  
※ディーゼルエンジン車を除く



- (2) 業務の範囲に適合しているか確認する。

### ! 注意事項 (関連違反事項)

業務の範囲の限定違反

#### 指定 (法94条の8-1項-3号)

違反点数: 5点/台	対象とする自動車以外に適合証を交付した
	業務範囲の自動車以外に適合証を交付した

#### 認証 (法93条-2号)

違反点数: 5点	対象とする自動車以外を分解整備
	業務範囲の自動車及び装置以外を分解整備



### (3) 入庫した車両の同一性の確認をする。また、改造等の有無の確認を行う。

参照 【P18 5 (1) 注意事項 (関連違反事項) 同一性違反】

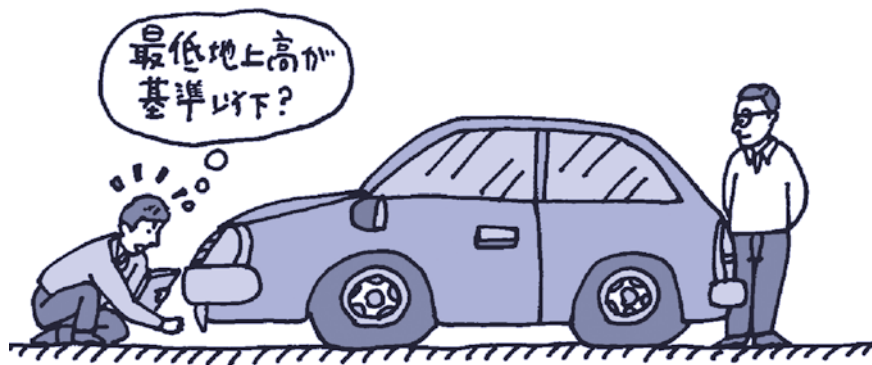
参照 【P22,23 7 (5) 注意事項 (関連違反事項) ①及び②適合証等の不正交付】

#### ● 不正改造(例)

- ※詳しくは「不正改造防止マニュアル(日整連)」等を参照
- ・最低地上高が基準値よりも低い状態
- ・前面ガラスに検査標章、点検整備済みステッカー以外に用品等を貼付
- ・リアスポイラー等が最後端
- ・回転灯の取り付け 等

#### ● 同一性確認不足(例)

- ・エンジン型式や車台番号(打刻部位)の確認を怠った。
  - ・車高・全長等が変更になっている可能性がある自動車について、実測せずに目視で確認をした。
  - ・ヘッドレストやリアシートの取り外しの見落とし。等
- ※検査証と一致しない場合は、使用者(お客様)に対して復元若しくは構造等変更検査を打診する。



### (4) 整備作業内容(指定整備扱い)について、お客様への確かな説明をし、了解を得て、作業指示書を作成する。

### (5) 車検期間の更新手続きに必要な関係書類の確認をする。また、必要な諸費用を預かる。

#### ☑ Check Point (主な書類及び諸費用)

- 関係書類 ①自動車検査証 ②点検整備記録簿(直近の点検時までのもの)  
③自動車税の納税証明書 ④自賠償保険証明書 ⑤継続検査申請書(OCRシート)
- 諸費用 ①自動車重量税 ②継続検査手数料  
③自賠償保険料(保険契約を依頼された場合)

参照 【P21 7(4) 注意事項 (関連違反事項) 自賠償の確認をせず適合証交付】

### (6) 駐車違反金滞納自動車でないかを確認をする。

### (7) リコール対象車両でないかを確認をする。

(8) 車内品の有無を確認する。

(9) お客様へ点検整備の内容を明記した概算見積書を交付し、整備の必要性和完成時期を説明する。

**！ 注意事項 (関連違反事項)**

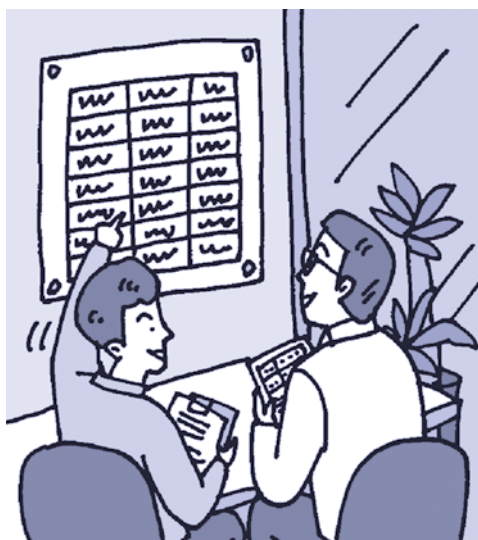
お客様に概算見積書の交付及び適切な説明を実施していない場合や、料金表を掲示していない及び見易い位置に掲示していなかった場合

**認証** 概算見積書の未交付等(法91条の3[則62条の2の2-1-2])

違反点数：3点	整備内容及び必要性を説明していない
	概算見積書の未交付

**認証** 料金表の掲示違反(法91条の3[則62条の2の2-1-1])

違反点数：3点	料金表を掲示せず又は内容が不適切
違反点数：1点	料金表を見易い位置に掲示していない



(10) 追加整備が発生したときの対処等をお客様へ確認する。

(11) 問診、過去の記録簿等から留意事項を確認し、作業指示書により、点検・整備作業実施者へ指示する。

(12) 外注作業等(板金整備等)の必要がある場合は、外注依頼書等の書面を作成し、指示をする。特に、保安基準に影響を及ぼす修理(板金整備)がある場合は、外注作業の完了後に点検整備を行う。

## 2 受入点検・作業指示

担当者：自動車検査員、整備主任者等

- (1) フロント係からの指示に基づき、同一性の確認を確実にを行った上で、12か月または2年定期点検基準(指定自動車整備事業規則第6条)に基づき、指定整備記録簿を使用し、点検をする。
  - 参照 【P16 3(1) 注意事項(関連違反事項) 事業場(場所)違反】
  - 参照 【P17 4(6) 注意事項(関連違反事項) ①分解整備作業不適切、②分解整備記録簿の備付け・記載違反、③指定整備記録簿の備付け・記載違反】
  - 参照 【P18 5(1) 注意事項(関連違反事項) 同一性違反】
- (2) 点検の結果、保安基準に適合している項目は、指定整備記録簿に点検良(✓点)を記入する。(作業指示及び調整項目、整備作業項目等は具体的に分かりやすく付記する)
- (3) 点検の結果を指定整備記録簿に記載し、整備箇所と交換部品の指示をする。追加作業が生じる場合はフロント係に連絡し、お客様の了承を得る。
- (4) 車両の下廻りを洗浄する。(お客様依頼事項)
- (5) 各箇所の油漏れ、水漏れの点検は、車両洗浄前に行うこと。
- (6) 整備作業担当者(整備係)を選定し、指定整備記録簿や作業指示書に基づいて、作業内容を担当者に十分説明し、作業指示をする。分解整備が必要な箇所については分解の指示をする。



### 3 整備作業

担当者：整備係

- (1) 受入点検実施者からの作業指示(指定整備記録簿、作業指示書等)に基づき、作業をする。

#### ！ 注意事項 (関連違反事項)

認証を受けた作業場以外で分解整備を実施した場合

認証 事業場(場所)違反(法78条-1項) 違反点数：5点

参照 【P17 4 (6) 注意事項 (関連違反事項)①分解整備作業不適切】

#### ● 分解整備の定義

分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(施行規則第3条)

- ① 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- ② 動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラシャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ③ 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造
- ④ かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ⑤ 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- ⑥ 緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造
- ⑦ けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造



- (2) 作業結果は、指定整備記録簿又は作業指示書に記載するとともに受入点検実施者に報告する。

参照 【P17 4(6) 注意事項 (関連違反事項) ②分解整備記録簿の備付け・記載違反】

【P17 4(6) 注意事項 (関連違反事項) ③指定整備記録簿の備付け・記載違反】

- (3) 追加整備作業が発生したときは、受入点検実施者・フロント係へ連絡し、ユーザーの了解を得た上での指示を受ける。

## 4 中間点検(中間検査)

担当者：整備主任者

- (1) 外観からの確認が困難な箇所について、分解を伴った部位の組付け状態及び機能の確認をする。
- (2) 中間点検(中間検査)を実施した結果、新たに追加整備が発生した場合は、ユーザーの了解を得た上で、整備係に再度作業指示をする。
- (3) 再検車両については、再整備箇所の確認をする。
- (4) 点検整備作業完了時、点検整備結果や使用部品の記載漏れがないか確認する。
- (5) 作業指示書の内容通りに分解整備が完了しているか出来栄確認をする。
- (6) 外注を行った場合は、当該箇所の点検(出来栄確認を含む)をする。  
(点検結果は直接指定整備記録簿に記載する)

### ！ 注意事項 (関連違反事項)

- ① 分解整備を行った箇所において整備に誤り等があった場合

認証 分解整備作業不適切(法90条)

違反点数: 10点/台	分解整備に係る部分が保安基準に不適合 ※事故を惹起した場合には30点/台
	分解整備作業に重大な瑕疵があった ※事故を惹起した場合には 30点/台

- ② 分解整備記録簿の記載に関して不備等があった場合

認証 分解整備記録簿の備付け・記載違反(法91条-1項)

違反点数： 10点	分解整備記録簿の虚偽記載
違反点数： 3点	分解整備記録簿の記載なし ※不正改造状態の場合は10点
	分解整備記録簿を備え付けていない
違反点数： 1点	分解整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り

- ③ 指定整備記録簿の記載に関して不備等があった場合

指定 指定整備記録簿の備付け・記載違反(法94条の6-1項)

違反点数： 30点	指定整備記録簿の虚偽記載
違反点数： 20点	指定整備記録簿の記載なし ※不正改造状態の場合は違反点数30点
違反点数： 3点	指定整備記録簿を備え付けてない
	指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り
	指定規則第10条の2の様式と異なる記録簿に記載

#### ● 整備主任者とは…

一級または二級自動車整備士資格を有し、自動車分解整備事業者から整備主任者として選任され、運輸監理部長又は運輸支局長に届出し受理された者である。

自動車分解整備事業の認証を受けるにあたって、最低1名の選任を要する。



参照 【P26 8(3) 注意事項 (関連違反事項)

整備主任者の未届出、変更未届出、整備主任者選任違反等、整備主任者研修の未受講】

# 5 完成検査

担当者：自動車検査員

## (1) 同一性の確認を実施する。

指定整備記録簿の諸元欄に記載されている内容と車検証の内容が一致しており、なおかつ現車とも同一であることを確認する。

### ！ 注意事項（関連違反事項）

同一性の相違する自動車に対して、適合証に証明した場合

#### 指定 同一性違反(法94条の5-5項)

解任命令	検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。 ※検査員の不正証明行為(法94条の10[指定規則7条-2項])も同様。
------	--

## (2) 検査の基準(指定規則第8条別表第2 ※参考資料2)に基づき、検査をする。

### ！ 注意事項（関連違反事項）

適正かつ厳正な検査が行われていない場合

#### ■不正改造に関する事項

##### 指定 (法99条の2)

解任命令	検査員が不正改造を実施(要求し、依頼し若しくは唆し又は幫助した場合を含む。)
違反点数：30点/台	不正改造を実施(要求し、依頼し若しくは唆し又は幫助した場合を含む。) ※5台以上は指定取り消し

##### 認証 (法91条の3[則62条の2の2-1-4])

違反点数：15点/台	不正改造を実施※5台以上は認証取り消し
------------	---------------------

#### ■検査員の不正証明行為

##### 指定 (法94条の5-4項、法94条の5の2-3項)

解任命令	a. 検査していないにもかかわらず適合証(限定適合証含む)に証明した(検査の一部未実施を含む。)
	b. 不正改造状態であるにもかかわらず適合証(限定適合証含む)に証明した
	c. 保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証(限定適合証含む)に証明した(bを除く。)



## (3) 検査結果及び測定値を指定整備記録簿に記載する。

- (4)** 完成検査の結果、保安基準に不適合の場合は、指定整備記録簿により再度作業指示を行い、その旨を整備係に指示する。再整備が完了した時点で再検査を実施する。(検査結果は指定整備記録簿に記載する)

● 自動車検査員とは…

整備主任者として1年以上の実務経験を有し、地方運輸局長が行う教習に合格した者。検査に必要な技術及び知識を備えていることが条件。

**参照** 【P26 8(4) 注意事項（関連違反事項） 検査員の選任違反、検査員の兼任要件違反、検査員研修、検査員の未届出、変更未届出】

## 6 保安基準適合証等への証明

担当者：自動車検査員

- (1) 指定整備記録簿の記載内容及び記載漏れがないか等を再確認する。
- (2) 保安基準適合証等の諸元欄が自動車検査証と同一であることを確認する。  
※自賠責保険の特例扱いについてはP21 7(4)を参照
- (3) 保安基準適合証等に検査年月日を記入する。
- (4) 記名(署名)し押印する。

### ！ 注意事項 (関連違反事項)

指定 適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵(法94条の5-1項)

違反点数：20点/台	適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった
	※事故を惹起した場合には30点/台
	同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した

指定 限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵(法94条の5の2-1項)

違反点数：20点/台	限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった
	※事故を惹起した場合には30点/台

参照 【P21 7(4)注意事項(関連違反事項)自賠責の確認をせず適合証交付】

参照 【P22,23 7(5)注意事項(関連違反事項)①適合証等の不正交付、②限定適合証の不正交付、③臨時検査を受けずに適合証等を交付】



## 7 関係書類の確認及び適合証等の交付

担当者：  
事業場管理責任者又は代務者

- (1) 自動車検査証と保安基準適合証等の同一性を確認する。
- (2) 指定整備記録簿の記載内容、漏れ等を確認する。
- (3) 入庫後、関係法令に基づいた点検整備と検査が適正に実施されているかどうかを、指定整備記録簿及び関係帳票類と照合し、確認をする。

● 保安基準適合証の取り扱い

点検 → 整備 → 検査 → 証明 → 交代

保安基準適合証を交付する際には、必ずこの順序で作業が行われていること!

- (4) 保安基準適合証等に記載されている保険期間等について自賠責保険証明書と照合、確認する。保険期間等の記載がない場合は、自賠責保険証明書を基に記載する。(自賠責保険の特例扱いは、保安基準適合証に最終の検査申請日を明瞭に記入する)

● 自賠責保険の特例扱いとは…

自賠責保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、旧保険期間の終了日に検査を申請した場合に更新されるべき車検有効期間の全部と重複し、かつ、旧保険期間の終了日まで確実に検査の申請を行うことについて当該使用者からの明示の意思表示がある場合は、当該保険証明書の保険期間と更新されるべき車検有効期間の全部と重複するものとして、保安基準適合証を交付することができる。

### ! 注意事項 (関連違反事項)

指定 自賠責の確認をせず適合証交付(法94条の8-1項-5号)

違反点数：10点/台	適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した ※全て又は大部分の期間において自賠責保険未加入状況の場合は30点/台
違反点数：10点	自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証を交付した

## (5) 関係書類内容をチェックし、保安基準適合証等に交付年月日を記入し、事業者印(交付印)を押印し、交付する。

### ！ 注意事項 (関連違反事項)

審査書類について、記入漏れや間違い等があるにも関わらず保安基準適合証や記録簿を交付してしまった場合

#### ① 保安基準適合証等の適正かつ確実な交付等がされていない場合

##### 指定 適合証等の不正交付(法94条の5-1項)

###### 〈記載・証明不適切〉

違反点数：45点/台	検査員の証明を虚偽記載した ※記載誤りは3点
違反点数：30点/台	適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、適合証を交付した ※記載誤りは3点
違反点数：20点/台	検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに適合証を交付した

###### 〈保安基準不適合〉

違反点数：45点/台	不正改造状態で適合証を交付した ※5台以上は取消
違反点数：30点/台	故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した
違反点数：30点/台	故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ※違反台数に応じた係数を乗じる(P24の表1参照)
違反点数：10点/台	保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した

###### 〈点検・整備・検査不適切〉

取 消	点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した(いわゆるペーパー車検)
違反点数：45点/台	検査を全て実施せず適合証を交付した
違反点数：30点/台	点検整備を全て実施せず適合証を交付した
違反点数：10点/台	点検整備の一部を実施せず適合証を交付した
違反点数：10点/台	故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した
違反点数：10点/台	故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した ※違反台数に応じた係数を乗じる(P24の表2参照)

##### 指定 保安基準適合標章の有効期間(法94条の5-6項)

違反点数：3点/台	適合標章の有効期間を記載誤りした ※虚偽に記載した場合は30点/台
-----------	-----------------------------------

##### 認証 適合証の不正交付(法94条の5)

違反点数：10点/台	ペーパー車検、不正改造状態での車検手続き(車検手続きを行った指定整備工場の分解整備事業に適用する。ただし、現車提示の必要な車両には適用しない)
------------	---

## ②限定保安基準適合証の適正かつ確実な交付等がされていない場合

## 指定 限定適合証の不正交付(法94条の5の2-1項)

## 〈記載・証明不適切〉

違反点数：45点/台	検査員の証明を虚偽記載した ※記載誤りは3点
違反点数：30点/台	限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した ※記載誤りは3点
違反点数：20点/台	検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む。)にもかかわらず限定適合証を交付した

## 〈保安基準不適合〉

違反点数：45点/台	保安基準不適合状態で限定適合証を交付した ※不正改造状態5台以上は取消
------------	-------------------------------------

## 〈点検・整備・検査不適切〉

違反点数：10点/台	整備の全て又は一部を実施せずに限定適合証を交付
	検査の全て又は一部を実施せずに限定適合証を交付

## ③その他

## 指定 臨時検査を受けずに適合証(限定適合証を含む)を交付(94条の5-1項、法94条の5の2-3項)

違反点数：20点/台	臨時検査を受けるべき自動車に適合証(限定適合証を含む)を交付した
------------	----------------------------------

## 指定 適合証(限定適合証を含む)の交付請求(法94条の5-1項、法94条の5の2-1項)

違反点数：10点/台	依頼者へ適合証(限定適合証を含む)を交付せず
------------	------------------------

## 認証 分解整備記録簿の交付義務違反(法91条-2項)

違反点数：3点	使用者へ分解整備記録簿の写しを交付していない
---------	------------------------

**(6)** 保安基準適合標章を交付した場合、保安基準適合標章の番号を指定整備記録簿に記載し、有効期限を自動車の前方から見易い位置に掲示する。

**(7)** 事業場管理責任者は、代務者が交付した関係書類(保安基準適合証・交付簿等)を後日確認する。

## (8) 記録簿等の管理保存

### ！ 注意事項 (関連違反事項)

指定整備記録簿や分解整備記録簿の保存について不備があった場合、以下の行政処分を受けることがあります。

#### 指定 指定整備記録簿の保存義務違反(法94条の6-2項)

違反点数：20点	指定整備記録簿を2年間保存していない ※不正改造状態の場合は30点
----------	--------------------------------------

#### 認証 分解整備記録簿の保存義務違反(法91条-3項)

違反点数：3点	分解整備記録簿を2年間保存していない ※不正改造状態の場合は10点
---------	--------------------------------------



表1

違反台数	1	2	3	4	5	6~10	11~15	16以上
係数	1	2	3	4	5	6	8	10

表2

違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数
1~9	1	100~149	11	600~649	21
10~19	2	150~199	12	650~699	22
20~29	3	200~249	13	700~749	23
30~39	4	250~299	14	750~799	24
40~49	5	300~349	15	800~849	25
50~59	6	350~399	16	850~899	26
60~69	7	400~449	17	900~949	27
70~79	8	450~499	18	950~999	28
80~89	9	500~549	19	1000~	29
90~99	10	550~599	20		

## 8 管理体制・その他

担当者：事業場管理責任者

### (1) 認証・指定標識を正しく掲示する。

#### ！ 注意事項（関連違反事項）

事業場において公衆の見易いように認証標識を掲げていない場合

指定 認証 標識の掲示違反(指定:法94条の9、認証:法89条)

違反点数：3点	公衆の見易いように標識を掲示していない
---------	---------------------

### (2) 届出等の提出を的確に行う。

#### ！ 注意事項（関連違反事項）

氏名又は名称、住所等に変更が生じた時、又は、事業を停止した時に、その日から30日以内に届出がなかった場合及び虚偽の申請をした場合

指定 虚偽の指定申請(法94条の2-1項)

取 消	指定工場の基準を満たしていないにも関わらず、虚偽の申請をした
-----	--------------------------------

指定 認証 変更の未届出(指定:法94条の9、認証:法81条-1項)

取 消	虚偽の変更内容の届出を提出した
-----	-----------------

違反点数：3点	変更が生じた時に、30日以内に届出を提出していない
---------	---------------------------

指定 認証 廃止の未届出(認証:法81条-2項、指定:法94条の9)

取 消	事業を廃止した時に、30日以内に届出を提出していない
-----	----------------------------

認証 相続等の未届出(法82条-2項)

違反点数：3点	相続、合併又は分割があった時に、30日以内に届出を提出していない
---------	----------------------------------

認証 譲渡の未届出(法83条-2項)

違反点数：3点	事業を譲渡した時に、30日以内に届出を提出していない
---------	----------------------------

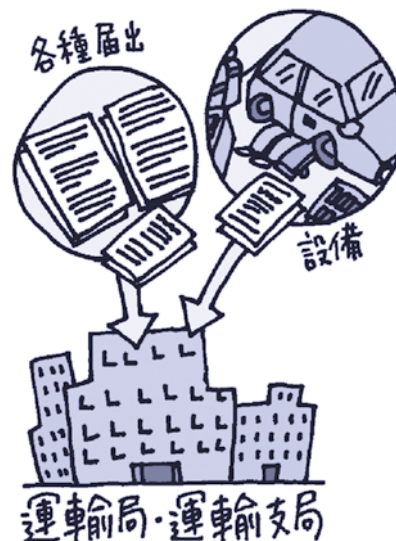
設備や従業員数が認証基準の要件を満たしていない場合

認証 虚偽の認証申請(法79条)

取 消	
-----	--

認証 設備、従業員の基準不適合(法91条の2[則57条])

違反点数：6点	
---------	--



### (3) 整備主任者の届出及び研修の受講等を的確に行う。

(整備主任者に関する事項に変更があった日から15日以内に運輸監理部長又は運輸支局長に届出する)

#### ！ 注意事項 (関連違反事項)

認証 整備主任者の未届出、変更未届出(法91条の3[則62条の2の2-2])

違反点数：10点	虚偽の届出、変更届出
違反点数：3点	整備主任者の届出、変更届出未提出

認証 整備主任者選任違反等(法91条の3[則62条の2の2-1-5])

違反点数：6点	整備主任者がいない
	整備主任者が他の事業場を兼務
違反点数：3点	整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備

認証 整備主任者研修の未受講(法91条の3[則62条の2の2-1-6])

違反点数：3点	整備主任者研修を受講していない
---------	-----------------

### (4) 検査員の届出及び研修の受講等を的確に行う。

(自動車検査員に関する事項に変更があった日から15日以内に地方運輸局長へ届出する)

#### ！ 注意事項 (関連違反事項)

指定 検査員の選任違反(法94条の4-1項[指定規則4条])

違反点数：20点	検査員が選任されていない
----------	--------------

指定 検査員の兼任要件違反(法94条の4-2項)

違反点数：20点	検査員を他の事業者に兼任させていた
違反点数：3点	兼任先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた([指定規則4条の2-1項])
	兼任に係る事業場の検査業務処理に支障が生じていた([指定規則4条の2-2項])

指定 検査員研修(法94条の10[指定規則14条])

違反点数：3点	検査員研修の未受講
---------	-----------

指定 検査員の未届出、変更未届出(法94条の4-3項[指定規則5条])

違反点数：20点	虚偽の届出、変更届出
違反点数：9点	検査員の届出、変更届出未提出

**(5) 全ての作業が実施できるよう検査の設備等が適合しているか確認する。**

\*参照:参考資料1(p30)「指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準」

**! 注意事項 (関連違反事項)****指定** 検査の設備等が基準不適合(法94条の3-1項[優良規則5条及び6条-1条~9条])

違反点数：3点	点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない
	検査作業と整備作業が分業化されていない
	必要な施設が備えられていない
	完成品に恒常性を有していない
	主任技術者を有していない
	工員が不足している
	整備士の保有数を確保していない
	健全な経営でない
法令の規定を遵守する体制でない	

**認証** 検査設備の共同使用要件違反(法94条の2-3項[指定規則3条])

違反点数：3点	検査設備の管理責任者が明確でない
	共用設備の管理規程が明確でない
	共用先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた
	共用設備の能力に余裕がない
	共用使用契約が明確でない
	共用設備に対応した車両置場が附置されていない

**(6) 命令や条件の違反を防止する。****! 注意事項 (関連違反事項)****命令違反行為**

下記の命令等に違反した(従わない)場合 認証/指定の取消

**指定** 是正命令違反(法94条の3-2項)**指定** 解任命令違反(法94条の4-4項)**指定** 適合証交付停止命令違反(法94条の8-1項-1号、2号)**認証** 改善命令違反(法92条)**認証** 事業の停止命令違反(法93条-1号)**条件違反行為****指定** 指定条件違反(法94条の8-1項-3号、4号)

違反点数：5点	指定に附した条件に違反した
取 消	法第94条の8第1項第4号に該当(法人であって、その役員が法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。)

**認証** 認証条件違反(法93条-2号)

違反点数：5点	認証の条件違反
---------	---------

## (7) 報告・立入検査(監査)時の注意事項

### ! 注意事項 (関連違反事項)

- 報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った場合

**指定** **認証** 報告違反等(法100条-1項)

違反点数：60点(指定)、30点(認証)

- 立入検査(監査)の拒否、妨害、忌避(正当な理由なく対応しない場合を含む。)又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った場合

**指定** **認証** 立入検査(監査)の拒否等(法100条-2項)

違反点数：60点(指定)、30点(認証)

## (8) その他の注意事項

### ! 注意事項 (関連違反事項)

#### ■ 検査設備・機器について

**指定** 検査の設備等が基準不適合(法94条の3-1項[指定規則2条])

違反点数：3点	検査の設備が備えられていない
---------	----------------

**指定** 検査機器の校正(法94条の10[指定規則12条-1項])

違反点数：6点	検査機器の校正の一部又は全てを実施せず
---------	---------------------

**指定** 検査機器の校正記録の保存(法94条の10[指定規則12条-2項])

違反点数：3点	検査機器の校正記録の一部又は全てを保存せず
---------	-----------------------

#### ■ 違反行為

**認証** 違反行為の要求、依頼等(法91条の3[則62条の2の2-1-8])

違反点数：6点	違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助 ※不正改造の実施を依頼等した場合には15点/台(5台以上は取消) ※ペーパー車検、不正改造状態で車検を依頼等した場合には10点/台
---------	--

#### ■ 車台番号等の不正

**認証** 車台番号等の不正打刻(法29条)

違反点数：30点/台	車台番号、原動機の型式を不正に打刻した ※1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点/台
------------	---

**認証** 車台番号等の塗まつ行為等(法31条)

違反点数：10点/台	車台番号、原動機の型式の塗まつ、切り接ぎ等 ※1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方に対して行った場合には20点/台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には30点/台
------------	--

**認証** 点検整備料金の過剰請求(法91条の3[則62条の2の2-1-3])

違反点数：6点

**認証** フロン類放出違反(法91条の3[則62条の2の2-1-7])

違反点数：3点

**認証** 欠格事項(法93条-3号)

取 消	法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当(但し、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当した場合を除く。)
-----	--

## 参考資料

# 参考資料 1

## 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

### 1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く)の数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない aは当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内
1-8	シャシ・ルブリケータ	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要
1-9	オイル・バケットポンプ	○	
1-10	ホイール・バランス	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要
1-11	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)
1-12	ラジエータ・キャップ・テスト	○	
1-13	レギュレータ・テスト	○	
1-14	コンデンサ・テスト	○	自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要
1-15	コイル・テスト	○	同上
1-16	電子計測機器	△	オシロスコープ等
1-17	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等

注1：◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

注2：○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。

注3：△印は、保有することが望ましいことを示す。

注4：当該事業場に設置されたサーキット・テストがレギュレータ・テスト、コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。

## 2 要員関係の基準の解釈

### 2-1. 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次の各号の責務を負うものとする。

- (1) 事業計画の決定と執行に関すること。
- (2) 事業場全般に係る管理業務(指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。)に関すること。
- (3) 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

### 2-2. 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であって、次の各号の責務を負うものとする。

- (1) 従業員に対する整備技術の教育に関すること。
- (2) 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。
- (3) 設備機器の管理に関すること。

### 2-3. 工具

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工(指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。)、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工具の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工具は1事業場内1名に限る。

### 2-4. 自動車工

シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

### 2-5. 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次ぎに掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>
点検に付随する軽微な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂</li> <li>● 増し締め</li> </ul>
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シャシ各部への給油脂</li> <li>● 油脂液類の補充(交換は否)</li> <li>● 点火プラグの交換</li> <li>● エア・クリーナ・エレメントの交換</li> <li>● 燃料フィルターの交換</li> <li>● ディストリビュータ・キャップの交換</li> <li>● バルブ、ヒューズの交換</li> <li>● ワイパー・ブレード、ゴムの交換</li> <li>● タイヤの交換(位置交換など)</li> </ul>
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前照灯の照射方向の調整</li> <li>● アイドリング、CO・HCの調整</li> <li>● 点火時期の調整</li> <li>● タイヤの空気圧の調整</li> </ul>

2-6. 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工(同一の指定自動車整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する2-3なお書きに規定する検査工を除く。)は、すべての業務を確実に実施することができると認められる場合には同一人がすべてを兼務しても差し支えない。

2-7. 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする)以上であること。

### 3 作業場等の基準の解釈

3-1. 屋内現車作業場

ア) 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

イ) 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

3-2. その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

3-3. 完成検査場

ア) 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。

イ) 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。

ウ) 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。

エ) もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。

オ) 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業を完成検査場で行うことは差し支えない。

また、3-6のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次ぎに掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>
点検に付随する軽微な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂</li> <li>● 増し締め</li> </ul>
点検と併せて行うことが合理的である軽微な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シヤシ各部への給油脂</li> <li>● 油脂液類の補充(交換は否)</li> <li>● 点火プラグの交換</li> <li>● エア・クリーナ・エレメントの交換</li> <li>● 燃料フィルターの交換</li> <li>● ディストリビュータ・キャップの交換</li> <li>● バルブ、ヒューズの交換</li> <li>● ワイパー・ブレード、ゴムの交換</li> <li>● タイヤの交換(位置交換など)</li> <li>● タイヤの空気圧の調整</li> </ul>

3-4. 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあっては販売のための置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。

### 3-5. 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあつては作業場等の面積に含めて差し支えない。

### 3-6. 作業場等の配置

各作業場(検査場等を含む)は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、分解整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

## 4 整備完了車のできばえ

### 4-1. 車検成績

自動車検査の実績における月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。

なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者(当該事業者が事業者又は役員になっている自動車分解整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の3年間にわたり受けたことがない者に限る)が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であつて、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数(小数点以下は切り上げ)にそれぞれ読み替えることができるものとする。

期 間	月平均の持込台数
最近2カ月	30台以上
最近3カ月	20台以上
最近4カ月	15台以上
最近5カ月	12台以上
最近6カ月	10台以上

# 参考資料 2

## 指定自動車整備事業規則に基づく検査基準

### ■ 別表第2(検査の基準)(第8条関係)

検査の実施の方法																							
1 構造に関する検査	<p>イ 次に掲げる事項が当該自動車検査証、登録識別情報等通知書(登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。)又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>(1) 長さ、幅及び高さ</p> <p>(2) 車両重量及び車両総重量</p> <p>ロ 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>(1) 最低地上高</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度</p> <p>(3) 最小回転半径</p>																						
2 装置に関する検査 (その1)	<p>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) かじ取り車輪の整列状態</td> <td>サイドスリップ・テスト</td> </tr> <tr> <td>(2) 制動装置の性能及び制動能力</td> <td>ブレーキ・テスト</td> </tr> <tr> <td>(3) 自動車が発する騒音の大きさ</td> <td>音量計</td> </tr> <tr> <td>(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</td> <td>一酸化炭素測定器</td> </tr> <tr> <td>(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度</td> <td>炭化水素測定器</td> </tr> <tr> <td>(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度</td> <td>黒煙測定器</td> </tr> <tr> <td>(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</td> <td>オパシメータ</td> </tr> <tr> <td>(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</td> <td>前照灯試験機</td> </tr> <tr> <td>(9) 警音器の音の大きさ</td> <td>音量計</td> </tr> <tr> <td>(10) 速度計の指度の誤差</td> <td>速度計試験機</td> </tr> <tr> <td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td> <td>速度計試験機</td> </tr> </tbody> </table>	(1) かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト	(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト	(3) 自動車が発する騒音の大きさ	音量計	(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器	(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器	(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器	(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ	(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機	(9) 警音器の音の大きさ	音量計	(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機	(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機
(1) かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト																						
(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト																						
(3) 自動車が発する騒音の大きさ	音量計																						
(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器																						
(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器																						
(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器																						
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ																						
(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機																						
(9) 警音器の音の大きさ	音量計																						
(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機																						
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機																						

<p>3 装置に関する検査 (その2)</p>	<p>次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 動力伝達装置</li> <li>(2) 走行装置</li> <li>(3) 操縦装置</li> <li>(4) 制動装置</li> <li>(5) 緩衝装置</li> <li>(6) 燃料装置</li> <li>(7) 車枠及び車体</li> <li>(8) 連結装置</li> <li>(9) 物品積載装置</li> <li>(10) 内圧容器及びその附属装置</li> </ul>
<p>4 装置に関する検査 (その3)</p>	<p>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原動機</li> <li>(2) 電気装置</li> <li>(3) 乗車装置</li> <li>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</li> <li>(5) 騒音防止装置</li> <li>(6) ばい煙等の発散防止装置</li> <li>(7) 灯火装置及び反射器</li> <li>(8) 警報装置</li> <li>(9) 指示装置</li> <li>(10) 視野を確保する装置</li> <li>(11) 走行距離計その他の計器</li> <li>(12) 防火装置</li> <li>(13) 運行記録計</li> <li>(14) 速度表示装置</li> </ul>

## 指定自動車整備事業規則に基づく点検の基準(抜粋)

■別表第3(シビアコンディションにおける点検：事業用自動車等)(第6条関係 □の点検)

点 検 箇 所		点 検 内 容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション又はトランスファ	変速機構又は動力分配機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフト	回転時の状態
原 動 機		運転状態

■別表第4(シビアコンディションにおける点検：自家用貨物自動車等)(第6条関係 □の点検)

点 検 箇 所		点 検 内 容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
走行装置	リム、サイド・リング又はディスク・ホイール	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション又はトランスファ	変速機構又は動力分配機構の機能
原 動 機		運転状態

■別表第5(シビアコンディションにおける点検：自家用乗用車等)(第6条関係 □の点検)

点 検 箇 所		点 検 内 容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
制動装置	倍力装置	機能
走行装置	リム、又はディスク・ホイール	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	クラッチ、トランスミッション又はトランスファ	断続機構、変速機構又は動力分配機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフト	回転時の状態
原 動 機		運転状態

■別表第6(シビアコンディションにおける点検：二輪自動車)(第6条関係 □の点検)

点 検 箇 所		点 検 内 容
走行装置	リム又はディスク・ホイール	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション	変速機構の機能
原 動 機		運転状態

# 参考資料 3

## 保安基準適合証(標章)交付等のチェック要領(例)

帳 票 類	チ ェ ッ ク の 内 容
保安基準適合証等交付台帳	(1) 交付番号等記載内容
保安基準適合証 (限定保安基準適合証) 及び適合標章(綴)	(1) 検査員の自署、捺印の有無(複数の場合は、全員分) (2) 検査年月日(指定整備記録簿と照合。複数日にまたがる場合は、最後の検査日) (3) 車検証記載事項と適合証の記入事項との照合 (4) 保険期間(自賠責保険証明書と照合) (5) 最終の検査申請日(検査年月日、保険期間と車検証における車検満了日と照合) (6) 適合標章の有効期限満了日、起算日、登録番号(車両番号) (7) 適合標章未交付時の処理状況(記載面を朱抹しているかどうか)
指定整備記録簿	(1) 検査員の記名(複数の場合は、作業区分別全員分) (2) 検査年月日(検査員が不在でなかったか及び記入の有無) (3) 適合証及び適合標章交付番号(適合証及び適合標章と照合) (4) 車検証記載事項(同一性のチェックがされているか) (5) 点検、整備、検査もれは無いか (6) 測定値の記録及び判定のもれ、誤りは無いか (7) 交換部品(部品伝票、作業指示書及び整備作業内容と照合)
自賠責保険証明書	(1) 有効期間(更新されるであろう車検証有効期間の全てと重複していること) (2) 登録番号(車両番号)、車台番号、契約者等
自動車検査証 (限定自動車検査証)	新規検査においては、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書

# 参考資料 4

## 保安基準適合証等の交付範囲

検査の種類			保安基準適合証を交付できるもの (○印)	自動車の提示をしなくてもよいもの (○印)	保安基準適合標章を交付できるもの (○印)	限定保安基準適合証を交付できるもの (○印)	
新車の新規検査又は予備検査			×	×	×	×	
中古車	新規検査	構造等に関する事項に変更がないもの(*1)	乗用車・軽自動車・二輪車	○	○(*3)	×	○
			上記以外	○	×	×	○
		構造等に関する事項が変更されているもの(*2)	乗用車・軽自動車・二輪車	×	×	×	×
			上記以外	×	×	×	×
	予備検査	構造等に関する事項に変更がないもの(*1)	乗用車・軽自動車・二輪車	○	○(*3)	×	○
			上記以外	○	×	×	○
		構造等に関する事項が変更されているもの(*2)	乗用車・軽自動車・二輪車	×	×	×	×
			上記以外	×	×	×	×
継続検査(*4)			○	○	○	○	
構造等変更検査			×	×	×	×	
臨時検査			×	×	×	×	

- \*1 「構造等に関する事項に変更がない」とは、道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等(全16事項)について、登録識別情報等通知書(登録識別情報その他自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。)(注)又は軽自動車検査証返納証明書に記載されている事項と現車とが同一であることをいう。なお、軽自動車にあっては軽自動車検査証返納証明書以外の軽自動車検査証返納確認書等での保安基準適合証の交付はできない。また、自家用と自家用(貸渡)間の変更については、「構造等に関する事項に変更がないもの」として取扱って差し支えない。
- \*2 構造等に関する事項が変更されているものについては、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が、保安基準に適合する旨の証明を行なうことはできない。
- \*3 中古車新規検査、予備検査において、登録識別情報等通知書又は軽自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項と同一である乗用車、軽自動車、二輪車については、車両法第94条の5第7項の規定により保安基準適合証の提出により現車提示が省略できる。
- \*4 自動車検査証の記載事項と相違があるものについては、保安基準に適合する旨の証明をすることはできない。ただし、使用過程車への指定部品の取付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」(平成7年11月16日付け自技第234号、自整第262号)により取扱う。

(注)道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)第2条による改正前の道路運送車両法の規定に基づく一時抹消登録証明書を含む。

# 参考資料 5

## 行政処分等の基準

### 1 通則

- (1) 自動車分解整備事業者(以下「認証事業者」という。)に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。  
指定自動車整備事業者(以下「指定事業者」という。)に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。  
優良自動車整備事業者の認定を受けた者(以下「優良認定事業者」という。)に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。  
なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
- (2) 行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数については、認証事業者、指定事業者及び優良認定事業者の別毎に別途定める。
- (3) 地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に「自動車整備事業関係行政処分審査委員会」(以下「行政処分審査委員会」という。)を設け、必要に応じ議に付すことにより、行政処分等の量定の加重等の取扱いを決定することができるものとする。

### 2 違反点数の取扱い

- (1) 事業場の違反点数について
  - ① 事業者監査等の際に確認された違反事項については、認証事業者、指定事業者又は優良認定事業者の別毎に、1-(2)により定める違反点数を付し、それらを合計した点数(以下「合計点数」という。)を算出するものとする。
  - ② 1-(2)により定める違反事項に該当しない違反事項にあつては、類似事項の点数を勘案のうえ、違反点数を決定するものとする。
  - ③ 過去1年以内に行政処分等(口頭注意を除く。以下この項において同じ。)を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。  
また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。  
なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。
  - ④ 「3 認証事業者の行政処分」-(2)及び「4 指定事業者の行政処分」-(2)以外の行政処分であつて、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。  
ア. 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。  
イ. 過去5年間に行政処分等(口頭注意を除く。以下同じ。)を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。
- (2) 事業者の累積点数について
  - ① 2-(1)の合計点数は、認証事業者及び指定事業者の別毎に運輸支局(運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下同じ。)単位で累計し、当該事業者に係る違反点数(以下「累積点数」という。)として管理するものとする。この場合において、認証の取消し及び指定の取消しについては、それぞれ180点及び360点を累積点数として繰り入れるものとする。
  - ② ①による累計期間は、2年間とする。  
なお、2-(1)の合計点数が、認証事業者に関しては5点以下の場合、指定事業者に関しては9点以下の場合には、累積点数として計上しないものとする。

### 3 認証事業者の行政処分

- (1) 事業の停止命令  
事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反行為に係る事業場について、2-(1)の合計点数が10点以上の場合は、別表1に定めるところにより、事業の停止を命ずる。
- ② 事業場の認証の取消し処分を行うときに、2-(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 認証の取消し

認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2-(1)の合計点数が180点以上となった場合
- ② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合
- ③ 事業の廃止を届け出なかった場合
- ④ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合
- ⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合
- ⑦ 法第93条第3号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。)
- ⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合  
なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為である判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

(3) 改善命令

6-①の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

## 4 指定事業者の行政処分

(1) 保安基準適合証等の交付の停止命令

保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反行為に係る事業場について、2-(1)の合計点数が20点以上の場合は、別表2に定めるところにより、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
- ② 事業場の指定の取消し処分を行うときに、2-(2)の累積点数が720点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
- ③ 事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(2) 指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2-(1)の合計点数が360点以上となった場合
- ② 虚偽の指定申請又は変更届出を行った場合
- ③ 5台以上の不正改造自動車に保安基準適合証等を交付した場合
- ④ 点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合(いわゆるペーパー車検)
- ⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ⑥ 指定の廃止を届け出なかった場合
- ⑦ 法第94条の3第2項に基づく是正命令に従わなかった場合
- ⑧ 法第94条の8に基づく保安基準適合証等の交付の停止命令に従わなかった場合
- ⑨ 法第94条の4第4項に基づく自動車検査員の解任命令に従わなかった場合
- ⑩ 法第94条の8第1項第2号(法第93条第2号に該当する場合を除く。)に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。)
- ⑪ 法第94条の8第1項第4号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。)
- ⑫ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合  
なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

### (3) 自動車検査員の解任命令

自動車検査員の解任命令は、原則として、自動車検査員が次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 保安基準に適合するかどうかの検査を行わないで保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ② 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ③ 登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でないにもかかわらず、保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ④ 自動車検査証に記載された事項と相違するにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ⑤ 不正改造を実施した場合
- ⑥ 過去2年以内に文書警告に該当する法令違反を行い、再度、行政処分等(口頭注意を除く。)に該当する法令違反を行った場合

### (4) 是正命令

6-①の改善報告を求めた後、事業場の設備、技術及び管理組織に係る部分が改善されていない場合には、是正命令を行うものとする。

## 5 優良認定事業者の行政処分

優良認定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2-(1)の合計点数が90点以上となった場合
- ② 虚偽の認定申請又は変更届出を行った場合
- ③ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ④ 認証又は指定が取り消された場合(車体整備作業(一種)の認定を受けた工場以外の特殊整備工場を除く。)
- ⑤ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

## 6 その他

### ① 改善報告

行政処分等(認証、指定又は優良認定の取消し、自動車検査員の解任命令及び口頭注意を除く。)を行った場合には、併せて改善報告の提出を求めるとともに、事業者監査等により事業場における改善状況の確認を行うものとする。

### ③ 行政処分の公表

この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」(平成14年5月14日付け国自整第10号)により公表するものとする。

### 附則

1. この基準は、平成18年4月1日から施行する。
2. この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、この場合であっても事業場の合計点数に対する行政処分等の量定に限り、この基準を適用する。

### 附則(平成20年10月22日付け国自整第84号)

本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)第2条による改正前の道路運送車両法の規定に基づく一時抹消登録証明書に係る場合にあつては、なお従前の例による。

### 附則(平成23年3月25日付け国自整第137号)

1. この基準は、平成23年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

## 保安基準適合証等交付停止の日数<指定>

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
20～ 29	15	190～199	100
30～ 39	20	200～209	105
40～ 49	25	210～219	110
50～ 59	30	220～229	115
60～ 69	35	230～239	120
70～ 79	40	240～249	125
80～ 89	45	250～259	130
90～ 99	50	260～269	135
100～109	55	270～279	140
110～119	60	280～289	145
120～129	65	290～299	150
130～139	70	300～309	155
140～149	75	310～319	160
150～159	80	320～329	165
160～169	85	330～339	170
170～179	90	340～349	175
180～189	95	350～359	180

## 事業停止の日数<認証>

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10～ 19	10	100～109	55
20～ 29	15	110～119	60
30～ 39	20	120～129	65
40～ 49	25	130～139	70
50～ 59	30	140～149	75
60～ 69	35	150～159	80
70～ 79	40	160～169	85
80～ 89	45	170～179	90
90～ 99	50		

## 参考資料 6

### 不正改造車の整備・販売に関する留意事項

自動車整備業並びに販売業等に携わる者として不正改造については十分に留意しなければなりません。

- 1 お客さまからの不正改造の依頼は絶対に受けないこと。また、従業員等が不正改造に加担することのないように指導すること。



- 2 不正改造車の点検・整備の依頼があった場合には、不正改造である旨を説明し、修復を条件として受付けるか、もしくは、安全な走行に問題が発生する可能性がある部分の整備についてのみ受付ける。この場合は概算見積書、整備記録簿等に必ず条件・修復した場合はその結果(部位)を記入するとともに、写真を添付しておくことが望ましい。



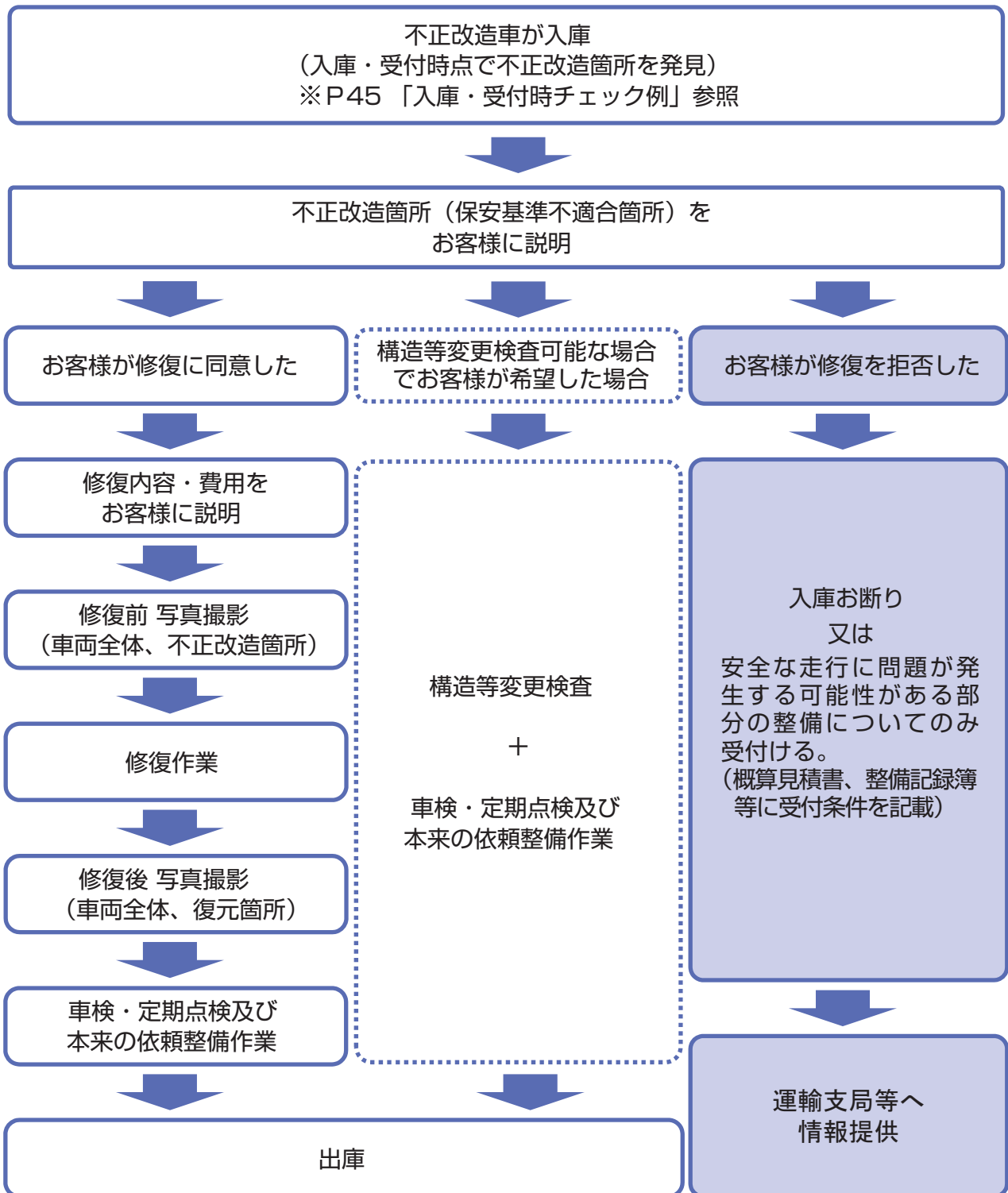
- 3 車両の販売にあたり改造等の要望があった場合には、受注内容を検討し、保安基準に適合しない項目については、お客さまに説明し、理解を求め、不正改造を行わないこと。又、登録後の二次架装等を行うことのないよう説明するなどして適正な車両の販売を行うこと。



- 4 従業員に対し、不正改造車には絶対乗らないよう指導すること。



## 不正改造車が入庫した場合の対応例



## 入庫・受付時チェック例(目視による保安基準確認)

装 置	適合状態	不適合箇所・要因
かじ取り装置	適合・不適合	不適合ハンドル その他( )
走行装置	適合・不適合	タイヤ及びホイールの状態・タイヤ&ホイールはみ出し その他( )
緩衝装置	適合・不適合	スプリングの取付状態 その他( )
原動機及び ばい煙等の 発散防止装置	適合・不適合	噴射ポンプ封印取外し・不正燃料の使用・触媒取外し 目視による黒煙過多・悪臭・チャコールキャニスタ取外し その他( )
騒音防止装置	適合・不適合	不適合マフラー・消音器取外し その他( )
警音器	適合・不適合	ホーンの音
車体及び車枠	適合・不適合	最低地上高・不適合エアロパーツ・不適合バックミラー 荷台の改造・不適合バンパ(リヤ及びサイド)・燃料タンク増設 その他( )
座席	適合・不適合	座席の改造・ヘッドレスト その他( )
窓ガラス (前面、運転席、助手席)	適合・不適合	指定以外ステッカー貼付・着色フィルム貼付・装飾板装着 その他( )
灯火装置 ・反射器	適合・不適合	不適合灯火・反射器取外し及び違法取付・ナンバー取付位置 その他( )
その他	適合・不適合	

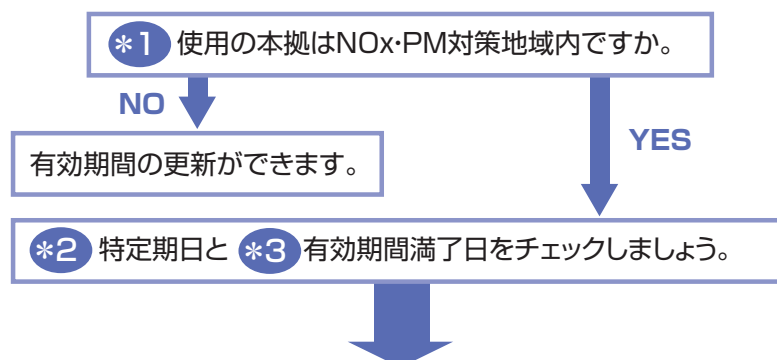
# 参考資料 7

## 自動車NOx・PM法の車種規制について

- 自動車NOx・PM法の車種規制に適合していない自動車は、大気汚染を引き起こす元凶である窒素酸化物(NOx)、浮遊粒子状物質(PM)の排出基準に適合しない、保安基準不適合車ですので、運行の用に供することができません。
- 車検時の「受注」、「受入点検」、「完成検査」、「保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付」の際には、自動車検査証の備考欄を必ず確認する必要があります。
- 自動車NOx・PM法による自動車の有効期間の更新の可否については、下記を参照して下さい。

### 有効期間が1年である自動車の備考欄記載例

有効期間の満了する日	平成24年7月25日
備考	<p>〔東京〕継続検査 <span style="float: right;">*3</span></p> <p>自動車重量税額 ¥44,000 <span style="float: right;">*2</span></p> <p>この自動車は平成24年7月26日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。</p> <p>この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。</p> <p>〔特定期日〕平成24年7月26日 <span style="float: right;">*1</span></p> <p>以下余白</p>



有効期間の満了する日	特定期日	有効期間の更新
平成24年7月25日	平成24年7月26日	○
平成24年7月26日	平成24年7月26日	×(注1)
平成24年7月27日	平成24年7月26日	×(注2)

(注1)：使用の本拠が対策地域(次頁参照)の自動車は、特定期日以降の継続検査申請はできません。

(注2)：有効期間の満了する日が特定期日以降の場合は、有効期間が満了する日以前に継続検査の申請をしても有効期間の更新はできません。

## 自動車NOx・PM法対策地域一覧

## ■対策地域

対策地域〈首都圏〉	
埼玉県	川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、北足立郡、入間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、児玉郡上里町、大里郡大里村、同郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町、北埼玉郡騎西町、同郡南河原村、同郡川里町、南埼玉郡及び北葛飾郡
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市及び東葛飾郡
東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、同郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町
対策地域〈愛知・三重圏〉	
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町
三重県	四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曾岬町、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町
対策地域〈大阪・兵庫圏〉	
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町

\*平成24年3月現在の行政区画により表示した区域です。市町村合併があった場合でも区域に変更はありません。

# 参考資料 8

## 指定自動車整備事業「点検票」点検のポイント(例)

※実施者は役員又は役員に準ずる者

指定番号										点検日	平成 年 月 日	実施者			
事業場名										条件	軸重	Kg 以下	その他条件		
対象自動車	普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(乗)	大特	小四	小三	小二	軽		車両重量・車両総重量	Kg 以下未滿			
											燃料等				
											大特				
工員数(B)	名	内訳	1級整備士※		名	整備士保有率(A)/(B) %	自動車検査員								
			2級整備士※		名										
			3級整備士※		名										
			小計(A)		名			※(A)/(B)の値 ≥1/3以上必須							
			1~3級整備士以外の工員		名										

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

	確認項目	適・否	備考
I 事業場 全般	1 指定基準（工員数（4名以上ただし対象自動車が普通（大）は5名以上）、整備士保有率（1/3））は適合しているか 【最新の組織図等と照合して確認する】	適・否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか 【事業場の平面図《作業工程・主要設備機器配置図（指定平面図）及び完成検査場》と現状を照合する等して確認する】	適・否	
	3 検査用機器に変更はないか 【指定申請書控等と現物の検査機器を照合する等して確認する】	適・否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外（通路・完成検査場・路上等）で分解整備作業を行っていないか 【作業場の区画確認や、従業員へのヒアリング等で確認する】	適・否	
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか 【事業場の最新組織図を確認し、現状と合っているか等を確認する】	適・否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか 【管理規程を確認してポイントを担当者へ質問し理解度を確認する。また管理規程の内容が実態に即応していることを確認する】	適・否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か 【引継ぎ書等により変更の際の手続きが確実に実行されているかを確認する】	適・否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか 【事業場管理責任者にヒアリング、講習出席記録等により確認する】	適・否	
	9 認証・指定標識を見易いように掲示してあるか 【標識の位置（事業場の入口等見やすい場所にあるか）を確認する】	適・否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか 【法定研修資料等、関係法令資料が整理整頓されているかを確認する】	適・否	
	11 認証、指定の対象自動車以外の自動車が入庫していないか 【分解整備記録簿や顧客管理台帳等により確認する】	適・否	

	確認項目	適・否	備考
I 事業 場 全 般	12 事業場内（社用車、従業員のマイカー等）に不正改造車はないか 【社員駐車場も含めて保安基準不適合車が無いことを確認する】	適・否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか 【休日・時間外での作業は必ず許可（届出）を行わせているかを事業場管理責任者にヒアリング、記録を確認する】	適・否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか 【従業員へのヒアリング、教育記録を確認する】	適・否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか 【指定整備記録簿（作業名欄がある場合）や作業指示書等により従業員が整備作業実施者であるかを確認する】	適・否	
II 保 安 基 準 適 合 証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か 【事業場管理責任者が交付業務を行っているか交付簿及びヒアリング等の方法により確認する。代務交付したものは、後で事業場管理責任者が適合証（控）及び指定整備記録簿等で適正に行われているかを確認する】	適・否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか 【指定整備記録簿や保安基準適合証（控）等により確認する】	適・否	
	3 書損及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか 【保安適合証綴の適合証全てに交付番号が抜けなく記載があり、保安基準適合証交付簿の交付記録と照合して、書損及び交付しない適合標章が朱抹され、編綴されているかを確認する】	適・否	
	4 保安基準適合証の出納管理（授受出納簿、交付台帳の記載等）は適切に行われているか 【購入履歴や適合証（控）と出納簿および交付台帳を照合して確認する】	適・否	
	5 保安基準適合証綴の保管は適切に行われているか 【施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】	適・否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか 【施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】	適・否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか 【組織図と管理規程を確認する。また、事業場管理責任者等にヒアリングして正しく運用されていることを確認する】	適・否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか 【出勤簿にて、自動車検査員が休みの日に、適合証の証明をしていないかを確認する】	適・否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか 【保安基準適合証交付台帳や保安基準適合証（控）等によりダブリが無いかを確認する】	適・否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠償保険に適切に加入しているか 【保安基準適合証（控）と指定整備記録簿により自賠償保険期間を確認する】	適・否	
III 指 定 整 備 の 内 容	1 料金表の掲示及び概算見積書の交付を確実にしているか 【料金表はお客様が見やすい場所に掲示されているか確認する。また、法定点検・車検入庫車両の一覧と見積書（控）を確認する】	適・否	
	2 受入点検の結果が記載されているか 【指定整備記録簿の点検結果および整備の概要欄の必要項目に記載漏れ等が無い事を確認する】	適・否	
	3 保安基準に適合していない車両（不正改造を含む）が入庫した際に適切に対応しているか 【車検受注の際に、復元を条件として受付けているかを概算見積書等により確認する。また、確実に復元したかどうかを指定整備記録簿や写真等により確認する】	適・否	

	確認項目	適・否	備考
Ⅲ 指定 整備 の 内容	4 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか 【作業指示書と指定整備記録簿の内容を照合して確認する】	適・否	
	5 完成検査が関係法令等に基づき確実に実行され、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか 【自動車検査員へのヒアリングや、指定整備記録簿の記入状況等により確認する】	適・否	
	6 完成検査は自工場を選任された自動車検査員が自ら行っているか 【組織図、保安基準適合証（控）、指定整備記録簿、出勤簿等により確認する】	適・否	
Ⅳ 自 動 車 検 査 員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか 【自動車検査員の変更を運輸局長宛に15日以内に届出し、組織図等の変更を行っている事を確認する】	適・否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか 【自動車検査員研修会を受講しているか、修了証や整備士手帳等により確認する】	適・否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に実行されているか 【施錠できる場所に保管されているか確認する。また、鍵の管理者を確認する】	適・否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか 【自動車検査員に与えられている職務権限を全従業員が理解しているかヒアリングする】	適・否	
	5 自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っていないか 【外注伝票と指定整備記録簿を照合する等して確認する】	適・否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか 【自動車検査員に同一性の確認方法をヒアリングする等して確認する。また、保安基準適合証（控）と指定整備記録簿を照合する等して確認する】	適・否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか 【検査手順と保安基準適合証への証明手順を自動車検査員にヒアリングする。また、現入庫車両で整備途中に適合証が証明されていないか確認する】	適・否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか 【自動車検査員に検査手順をヒアリングする。また、複数の検査員で検査を行ったものについて、管理規程で定めた方法で行われているかヒアリングや適合証（控）等で確認する】	適・否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか 【指定整備記録簿と適合証に記載された「自動車検査員の氏名」が異なっていないか確認する】	適・否	
	10 保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか 【受付け時の記録で保安基準不適合車であったかどうかを確認し、不適合車であった場合に復元されたかどうかを作業伝票や写真等で確認し、復元されないままに証明していないかを確認する】	適・否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか 【指定整備記録簿と保安基準適合証（控）の検査年月日が一致しているかを確認する】	適・否	
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか 【検査用機器の仕業点検表や定期点検表等により検査機器の状態をチェックし、異常があった日に当該検査機器により検査が行われていないか確認する】	適・否	
	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか 【指定整備記録簿等により、検査用機器の能力を超えた車両の検査が行われていないかを確認する】	適・否	

	確認項目	適・否	備考
V 指 定 整 備 記 録 簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか 【指定整備記録簿の登録番号等により、当該車両に合った記録簿であるかどうかを確認する】	適・否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか 【保安基準適合証（控）と指定整備記録簿の記載内容を照合する等して確認する】	適・否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか 【指定整備記録簿と見積書（作業指示書）を照合し、各項目が確実に記載され、空欄や不適切な記載内容の項目が無い事を確認する】	適・否	
	4 過去2年分の指定整備記録簿は適切に保管・管理されているか 【指定整備記録簿が保安基準適合証の交付番号順に綴られ2年間保管されているかを確認する】	適・否	
VI 検 査 用 機 械 器	1 1日1回の始業点検は確実にに行われているか 【検査機器点検記録表により、管理規程に基づき確実に点検しているか、また、記録漏れがないかを確認する】	適・否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実にに行われているか 【検査機器点検記録表により、管理規程に基づき確実に定期点検しているか、また、記録漏れがないかを確認する】	適・否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか 【点検の実施やその結果が確実に記録されているかを検査機器点検記録表により確認する】	適・否	
	4 検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか 【検査機器台帳等で校正実施を確認し、検査機器本体に貼付された有効期間を照合する】	適・否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか 【検査機器台帳に校正結果成績表がファイリングされている事を確認する】	適・否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか 【事業場管理規程に管理責任者が任命されていること、また、管理責任者としての責務がはたされているかを確認する】	適・否	
VII そ の 他	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか 【整備主任者の変更を運輸支局長宛に15日以内に届出し、組織図等の変更を行っている事を確認する】	適・否	
	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか 【整備主任者研修を受講しているか、修了証や整備士手帳等により確認する】	適・否	
	3 分解整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか 【定期点検、車検、その他分解整備を行った車両に対し、分解整備記録簿が交付され、2年間保存されている事を確認する】	適・否	
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか 【認証申請書の記載内容と現状とが一致していることを確認する】	適・否	
	5 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか 【苦情の受付体制やその記録が適切であるか、また、社内会議・教育記録表の記載状況が適切であるかを確認する】	適・否	
	6 社内教育・研修を定期的に行っているか 【教育記録表にて、社内教育・研修の実施が適切に行われているかを確認する】	適・否	
	7 検査作業と整備作業は分業化されているか 【自動車検査員や整備作業実施者にヒアリングする等して、検査作業と整備作業が分業されているかを確認する】	適・否	

\*この点検表については、監査時に確認を行います。





